

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 4 日 (火) 第 427 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 (※)

(中 小 企 業 支 援 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 573 号

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 5 年 7 月 4 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱

鹿 児 島 県 中 小 企 業 制 度 資 金 融 資 要 綱 (昭 和 47 年 鹿 児 島 県 告 示 第 1218 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 11 条 の 前 に 見 出 し と し て 「 (報 告 書 等 の 提 出 等) 」 を 付 し , 同 条 を 次 の よう に 改 め る。

第 11 条 第 3 条 第 3 号 に 掲 げ る 資 金 の 融 資 を 受 け た 中 小 企 業 者 (ス タ ー ト ア ッ プ 創 出 促 進 保 証 制 度 要 綱 (令 和 5 年 2 月 6 日 付 け 20230130 中 庁 第 3 号 中 小 企 業 庁 長 官 通 知) に 基 づ く 保 証 を 受 け た も の に 限 る 。) は , 当 該 中 小 企 業 者 の 会 社 を 設 立 し た 日 の 属 す る 年 か ら 起 算 し て 3 年 目 及 び 5 年 目 (保 証 を 付 し た 日 の 属 す る 年 が 会 社 を 設 立 し た 日 の 属 す る 年 か ら 起 算 し て 4 年 目 以 後 で あ る 場 合 に は , 5 年 目) に , 取 扱 金 融 機 関 に 当 該 中 小 企 業 者 の 健 全 な 企 業 経 営 を 行 う た め に 求 め ら れ る 管 理 体 制 の 整 備 状 況 に つ い て 県 中 小 企 業 活 性 化 協 議 会 の 確 認 を 受 け た こ と が 分 か る 書 類 (次 項 に お い て 「 ガ バ ナ ン ス 体 制 の 整 備 に 関 す る チ ェ ッ ク シ ー ト 」 と い う 。) の 写 し を 提 出 し な け れ ば な ら ない。

2 取 扱 金 融 機 関 は , 保 証 機 関 に 対 し , 前 項 の 県 中 小 企 業 活 性 化 協 議 会 に よ る 確 認 を 受 け た 月 の 翌 月 以 後 に 到 来 す る 4 月 又 は 10 月 の い ず れ か 早 い 月 に , ガ バ ナ ン ス 体 制 の 整 備 に 関 す る チ ェ ッ ク シ ー ト の 写 し を 提 出 す る も の と す る。

3 取 扱 金 融 機 関 が 前 項 に 規 定 す る 書 類 を 提 出 し な か つ た 場 合 に お い て , 当 該 取 扱 金 融 機 関 が 代 位 弁 済 の 請 求 を す る と き は , 保 証 機 関 に そ の 理 由 を 記 載 し た 書 面 を 提 出 す る も の と す る。 第 12 条 の 前 の 見 出 し を 削 り , 同 条 第 4 項 を 次 の よう に 改 め る。

4 前 条 第 3 項 の 規 定 は , 取 扱 金 融 機 関 が 前 項 に 規 定 す る 報 告 書 を 提 出 し な か つ た 場 合 に つ い て 準 用 す る。

第 12 条 の 2 第 2 項 中 「 前 条 第 4 項 」 を 「 第 11 条 第 3 項 」 に 改 め る。

第 12 条 の 3 第 3 項 , 第 12 条 の 4 第 4 項 及 び 第 12 条 の 5 第 4 項 中 「 第 12 条 第 4 項 」 を 「 第 11 条 第 3 項 」 に 改 め る。

別 表 第 1 創 業 支 援 資 金 の 項 中

「 運 転 7 年 以 内 (12 月 以 内 (取 扱

「 (1) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住しているものに限る。以下この項において同じ。）及び会社（開業して5年未満の個人及び会社を含む

を

「 (1) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住しているものに限る。以下この項において同じ。）及び会社（開業して5年未満の個人及び会社を含む。）で次のいずれかに該当するもの（スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けるものうち、保証の申込

に、

「 運転
7年以内
（24月以内の据置きを含む。）
設備
10年以内
（36月以内の据置きを含む。）（融資対象の(1)にあつては、運転は7年以内（12月以内の据置きを

を

金融機関において保証機関がスタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を付した資金の融資と同時に保証機関が保証を付していない融資を執行する場合又はスタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証の申込み時において保証機関が保証を付していない融資の残高がある場合にあつては36月以内）の据置きを含む。）
設備
10年以内（12月以内（取扱金融機関において保証機関がスタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証

に、

む。)で次の
いずれかに
該当するも
の

み時におい
て事業を開
始してから
1回目の確
定申告納付
が終了して
いないもの
にあつて
は、事業開
始に必要と
する額の10
%以上の自
己資金を有
するものに
限る。)

含む。),
設備は10
年以内
(12月以
内の据置
きを含
む。))

を付した
資金の融
資と同時
に保証機
関が保証
を付して
いない融
資を実行
する場合
又はスタ
ートアッ
プ創出促
進保証制
度要綱に
基づく保
証の申込
み時にお
いて保証
機関が保
証を付し
ていない
融資の残
高がある
場合にあ
つては36
月以内)
の据置き
を含む。)
(融資対
象の(2)に
あつて
は、運転
は7年以
内(24月
以内の据
置きを含
む。), 設
備は10年
以内(36
月以内の
据置きを
含む。))

a 鹿
児 島
県 S
D G
s 登
録 事
業 者

	年
	0.26
	%
	(スター
	トアップ
	創出
	促進
	保証
	制度
	要綱
	に基
	づく
	保証
	を受けて
	いるもの
	にあ
	つて
	は、
	年
	0.46
	%)
b	そ
	の他
	のも
	の
	年
	0.36
	%
	(スター
	トアップ
	創出
	促進
	保証
	制度
	要綱
	に基
	づく
	保証
	を受けて
	いるもの
	にあ
	つて
「	
a	鹿
	児島
	県S
	DG
	s登
	録事
	業者
	年
	0.26
	%
b	そ
	の他
	のも

の 年 0.36 %		は、 年 0.56 %)	
(イ) その 他のもの の a 鹿 児島 県S DG s登 録事 業者 年 0.58 %	を	(イ) その 他のもの の a 鹿 児島 県S DG s登 録事 業者 年 0.58 %	に改める。
b そ の他の もの の 年 0.68 %		(スター トア ップ 創出 促進 保証 制度 要綱 に基 づく 保証 を受け ている もの にあ つて は、 年 0.78 %)	
		b そ の他の もの の 年 0.68 %	
		(スター トア ップ	

創出
促進
保証
制度
要綱
に基
づく
保証
を受
けて
いる
もの
にあ
つて
は、
年
0.88
%)

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和5年7月4日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。